

(別表) 理事の職務権限

項目	決裁権者	
	代表理事	専務理事
	◎この法人の代表し、その業務を総理	◎代表理事を補佐し、この法人の業務を執行
役割	◎理事会を招集し、議長としてこれを主宰	◎代表理事の事故時等の職務執行
	◎評議委員会の招集	
事業計画案及び予算案の作成に関する事	○	
事業報告案及び決算案の作成に関する事	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関する事	○	
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○	
規程案の作成に関する事	○	
国外出張に関する事	○	
国内出張（役員、重要な使用人）に関する事	○	
支出に関する事		
1件200万円以上	○	
1件200万円未満		○
セミナー等事業の実施に関する事		○
職員の教育・研修に関する事		○
渉外に関する事		○
福利厚生（役員含む）に関する事		○
外部に対する文書発簡		
特に重要なもの	○	
重要なもの		○
比較的重要なもの		○
一般事務連絡		○

※上記に関わらず、専務理事の不在時、専務理事がその決裁権限を行使できない場合において代表理事が専務理事に代わり決裁を行うことは差し支えない。